

Q 遅刻者の時間外労働に対する割増賃金は

A 労基法上、時間外労働の割増賃金の支払いが義務づけられているのは、実労働で法定労働時間(8時間)を超える労働です。

したがって、遅れてきた場合は、その日の業務開始以降の実労働時間で8時間を超えた部分についてのみ割増賃金を支払うことになります。

Q 割増賃金を定額で定めてもよいか

A 割増賃金を定額制にすること自体は直ちに違法とはなりません。

ただし、労働者に支払われた割増賃金が、法で定められた計算方法で算定した実際の割増賃金の額を下回らないようにしなければなりません。

下回っている場合には、その差額分を別途支払う必要が生じます。